

令和5年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業
公共施設太陽光発電設備導入による電力供給事業

電力購入契約書（案）

箕輪町長 白鳥政徳（以下「甲」という。）及び〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、令和5年度 箕輪町地域脱炭素移行・再エネ推進交付金事業 公共施設太陽光発電設備導入による電力供給事業（以下「本事業」という。）において、令和6年●月●日付基本契約書に基づき、電力購入契約を締結する。

第1章 一般事項

（契約の目的）

第1-1条 基本契約書に基づき、締結する甲乙間の電力購入契約（以下「購入契約」という。）に関する諸条件を定めることを目的とする。

（契約期間）

第1-2条 購入契約の期間は、電力供給開始日から20年間とする。

2 太陽光発電設備等を用いて発電した電力の電力供給開始日は、令和7年3月31日までに甲と乙で協議のうえ決定する。

（長期継続契約）

第1-3条 この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定による長期継続契約であり、この契約の締結する日の属する年度の翌年度以降において、当該契約に係る減額又は削減があった場合、甲は、この契約を変更し、又は解除することができる。

2 前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、生じさせたときは、甲は、乙に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は甲乙協議して定める。

第2章 電気料金、費用負担等

（電気料金の考え方）

第2-1条 甲は、乙が設置し、自ら保守点検及び維持管理を行う太陽光発電設備等から供給された電力を使用し、その使用量に応じた電気料金を乙に支払う。

2 乙は、電力の安定供給に努めなければならない。ただし、次の各号に該当するときは、乙は電力供給の停止又は利用制限を行うことができる。

(1) 設備に故障が生じ、又は生じるおそれがある場合

(2) その他乙が保安上の問題があると認めた場合

3 乙の都合により電力供給が著しく減少し、又は電力供給が行われないこととなった場合は、乙は、これによって甲が受けた損害についての責任を負う。なお、天候不良やその他不可抗力による場合はこの限りではない。

(基本項目)

第2-2条 購入契約の基本項目は以下のとおりとする。

契約日	年 月 日	
事業期間	基本契約の締結の日から太陽光発電設備等の撤去が完了する日まで	
契約期間	電力供給開始日から20年間	
設置場所	施設名	
保守管理業務の対応時間	平日：8時30分～17時30分	
甲乙緊急連絡先	甲乙相互に取り交わすこととする。	
電気料金単価	円(税抜)/kWh	
電気料金 (月額・税抜)	計算方法：電気料金単価×算定期間における太陽光発電設備等による自家消費電力量	
太陽光発電 設備等	容量	kW
	年間想定自家消費量	kWh
	モジュール(仕様・数量等)	
	パワーコンディショナ(仕様・数量等)	
	その他	

(太陽光発電設備等の使用及び電気料金の支払)

第2-3条 乙は、太陽光発電設備等において発電した電力を、甲が必要とする電力の需要に応じて供給するものとし、甲は乙にその対価として電気料金を支払うものとする。

- 1 太陽光発電設備等から供給した電力のうち、消費した電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点第一位で四捨五入する。電気料金の単位は0.1円/kWhとし、その端数は小数点第二位で切り捨てる。
- 2 乙は、電気料金の検針日において、前回の検針日から当該検針日の前日(事業期間終了後の請求においては事業期間の終日)までの算定期間の間に、太陽光発電設備等が発電した電気のうち甲が消費した電力量を算定し、甲が乙に支払う電気料金を算出する。なお、検針日は毎月設定する。
- 3 電気料金は、前項の算定期間における甲が消費した電力量に、第2-2条に定める電気料金単価(消費税及び地方消費税は別途加算する。以下同じ。)を乗じた金額とする。電気料金単価は契約期間中原則固定とする。
- 4 甲は電気料金を乙の正当な請求に基づき支払う。
- 5 前項の電気料金は、乙が提出する適法な支払請求書を甲が受理した日から30日以内に支払うものとする。
- 6 検針における自家消費電力量の計量は、検定に合格し、かつ有効期限内である電力量計により計測するものとする。

(電気料金に関する協議)

第2-4条 甲は、改修等、甲の責に起因する事由により消費電力量の減少が予見される場合は、乙に通知しなければならない。乙は、甲からの当該通知があった場合、若しくは甲の責に起因する事由による消費電力量の減少があったときは、電気料金の見直しに関する協議を甲に申し入れることができる。

- 2 事業期間中、著しい市場環境の変化(急激な金利変動、物価変動、公租公課の増額等)により事業コストが大幅に変動したときは、乙は、電気料金単価の見直しに関する協議を甲に申し入れることができる。
- 3 乙は、前各項に基づく協議を申し入れるときは、電気料金単価の算出内訳及び消費電力量その他申し入れの根拠等についてデータ等を用い客観的に説明した資料を甲に提出しなければならない。
- 4 甲は、乙が企画提案書において提案した自家消費電力量を大きく超える電力量を継続的に消費することを確認したときは、乙に電気料金単価の見直しに関する協議を申し入れることができる。

- 5 甲は、前項に基づく協議を申し入れるときは、自家消費電力量その他申し入れの根拠についてデータ等を用い客観的に説明した資料を乙に提出しなければならない。

(行政財産の使用許可)

第2-5条 乙が施設に設備を設置し、稼働するにあたり、甲から行政財産使用許可を受けることとする。乙は、箕輪町財務規則（昭和53年箕輪町規則第2号）に基づき、申請手続きを実施するものとする。

(設備の帰属と租税の負担)

第2-6条 甲と乙とは、設備は建物に不合することのない独立の動産であり、設備の所有権が乙に帰属し続けることを確認する。

- 2 乙は、設備に課税される公租課税を負担し、期限どおりに支払うものとする。

第3章 契約終了時の太陽光発電設備等の取扱

(事業期間満了時の措置)

第3-1条 乙は、事業期間満了時、乙が設置した太陽光発電設備等を撤去し、建物を原状に回復したうえで甲に明け渡すものとする。ただし、契約期間満了の6か月前から契約期間満了時までには本契約終了時の設備の扱いについて、甲から乙に何らかの申し出があった場合には、設備の扱いについて甲乙協議の上、決定する。

- 2 乙は、設備の撤去に際し、甲に対し、撤去に関する費用、その他の財産上の請求を行わないものとする。また、乙は、甲に対し、設備の買取請求も行わないものとする。
- 3 撤去した設備については、『太陽光発電設備リサイクル等推進に向けたガイドライン』の内容に従って適切に処理すること。なお、撤去時点でより適当と思われるガイドライン等が国から公表されている場合にはその内容に従うこと。

第4章 本施設の廃止、改修工事等

(施設の廃止等)

第4-1条 甲は、事業期間中に施設が廃止される場合、新たに統合もしくは建替えられる施設に太陽光発電設備等を移設する。また、統合、建替によらず、単に本施設が廃止される場合、甲は太陽光発電設備等を移設する代替施設を指定する。

(施設の改修工事等)

第4-2条 本施設について、甲が改修工事等を実施する場合、甲の求めに応じて、乙は設備の一時的な運転停止及び一時撤去、保管、再設置（以下「一時撤去等」という。）するものとする。

(本施設の移設、一時撤去等に係る費用負担及び電気料金に関する協議)

第4-3条 前2条に規定する施設の廃止等及び改修工事等に伴う太陽光発電設備等の移設及び一時撤去等については、乙が行う。

- 2 前2条に伴い発生する一時的な運転停止期間中において、本来得られた収入に対する補償は行わない。ただし、運転停止の期間が3か月以上にわたる場合、当該期間は事業期間に含まないこととし、契約期間の変更について甲乙間で協議することができる。
- 3 前2条に規定する施設の廃止等又は改修工事等に伴い自家消費量が減少又は第1項に基づき乙が行う太陽光発電設備等の移設及び一時撤去等に係る費用により事業コストが大幅に変動したときは、乙は、電気料金単価の見直しに関する協議を甲に申し入れることができる。
- 4 乙は、前各項に基づく協議を申し入れるときは、電気料金単価の算出内訳、消費電力量、移設及び一時撤去等に係る費用並びにその他申し入れの根拠についてデータ等を用い客観的に説明した資料を甲に提出しなければならない。
- 5 前2条の本施設の移譲、廃止等及び改修工事等に伴い自家消費量が増大した場合、甲は、電気料金単価の見直しに関する協議を乙に申し入れることができる。

- 6 甲は、前項に基づく協議を申し入れるときは、自家消費電力量その他申し入れの根拠についてデータ等を用い客観的に説明した資料を乙に提出しなければならない。

第5章 保守管理等

(保守管理)

- 第5-1条 乙は、本契約を履行するために必要な許認可等を取得し、事業期間中、これを維持するとともに、太陽光発電設備等について、保守管理を行うために必要かつ適切な体制を常時確保するものとする。
- 2 乙は、太陽光発電設備等を正常に運用できるよう、定期点検等の保守および保全の一切を行い、保守作業に関する記録を作成する。
 - 3 乙は、太陽光発電設備等の保守・保全のため、甲の事前の承諾を得て、必要な範囲で甲の敷地・建物に立ち入ることができるものとする。
 - 4 太陽光発電設備等が故障した場合は、乙は直ちにこれを修理し、太陽光発電設備等が故障する前の状態に回復させなければならない。その際に発生する費用は、乙が負担する。ただし、太陽光発電設備等の故障が、甲の故意若しくは過失又は甲の管理する物件内へ入った者による故意若しくは過失を原因とする場合における修繕に要する費用は甲の負担とする。
 - 5 乙は、その保守管理業務の遂行にあたって、甲の業務に支障を生じさせないものとする。
 - 6 甲は、乙による太陽光発電設備等の点検及び保守に協力するものとし、自己の財産におけるのと同様の注意義務をもって設備を保護する管理義務を負う。甲は、太陽光発電設備等に異常を発見した場合は、直ちに乙に連絡するものとする。
 - 7 甲が委託している施設の電気主任技術者と、責任分界点、保全の内容を協議し、維持管理に努めること。
 - 8 設置場所又は最寄の観測地点において震度5以上の地震が観測された場合に、乙は臨時点検を実施する。その他、大規模な自然災害が発生した場合については、甲乙間で協議の上、臨時点検の実施を決定する。

(太陽光発電設備等の監視)

- 第5-2条 乙は、保守管理の範疇として、甲が設置するEMSにより太陽光発電設備等の状態監視を行う。
- 2 第2-3条第3項に基づき乙が算定する太陽光発電設備等が発電した電力量及び消費した自家消費量について、乙は毎月、甲に報告を行う。

(乙の責任及び権限)

- 第5-3条 乙は、甲より提供された物品及び設備等がある場合、これを管理・使用し、保守管理を遂行しなければならない。
- 2 乙による保守管理の範囲は、第5-1条から本条に定めた範囲のものであり、甲を代理する権限を有するものではない。

(保守管理における第三者への損害賠償)

- 第5-4条 乙は、保守管理の遂行にあたり第三者に被害を及ぼした場合には、その損害賠償の責を負うものとする。ただし、当該損害のうち甲の責に帰すべき事由により生じた場合については、甲の負担とする。

(運転停止)

- 第5-5条 乙は、太陽光発電設備等の維持・保守のために、太陽光発電設備等の運転を必要な範囲で一時的に停止することができる。この場合、乙は、必要に応じ、停止時間について甲と協議する。
- 2 甲は、前項の運転停止に関し、乙に対し補償を請求することはできない。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

甲 箕輪町長 白鳥 政徳

乙